

8. 災害支援ナース養成研修実施要項

1 目的

災害支援ナース養成研修は、災害支援看護業務¹⁾及び新興感染症支援看護業務²⁾に関する知識及び技能を修得することを目的とする。

¹⁾ 災害支援看護業務とは、被災地の医療機関等に派遣されて実施する看護業務、救護所での診療及び避難所での巡回診療における看護業務、避難所の環境整備及び公衆衛生管理、被災者の心のケア等をいう。

²⁾ 新興感染症支援看護業務とは、新興感染症が集中的に発生した医療機関等や新興感染症の感染拡大地域に所在する医療機関等に派遣されて実施する看護業務等をいう。

2 内容

【研修プログラム】

オンデマンド研修及び集合研修にて実施する。

オンデマンド研修	A：総論（講義） 2 時間	
	B：災害各論（講義） 9 時間	災害支援ナースの登録者であることを証明するものをもって免除 ^{※1}
	C：感染症各論（講義） 9 時間	既存の感染症対応研修(重症患者対応研修)修了証をもって免除 ^{※2}
集合研修 2 日間	D：講義＋災害（演習） ＋感染症（演習）	※1、※2：「5 受講対象」の免除規定参照

3 開催日

- 1) 日本看護協会オンデマンド研修（20 時間）受講
配信開始日 令和 7 年 11 月 4 日（火）～12 月 23 日（火）
- 2) 香川県看護協会での集合研修（2 日間）
日程 ~~令和 8 年 1 月 27 日（火）・28 日（水）~~
令和 8 年 2 月 3 日（火）・4 日（水）

4 開催場所（集合研修）

公益社団法人香川県看護協会看護研修センター

5 受講対象

災害及び新興感染症の発生時に他の医療機関等に派遣されて、災害支援看護業務及び新興感染症支援看護業務に従事することを旨とする。

なお、勤務する医療機関において、改正医療法における「災害・感染症医療業務従事者」として配置される予定の者を優先する。

また、所属施設のない者（潜在看護職）や医療機関以外に所属する者も受講可能と

する。

【免除規定】

※1 「B：災害各論」（オンデマンド研修）の免除

以下のいずれかに該当し、その事実を証明するものがある者

- ・既に香川県看護協会に災害支援ナースとして登録している者（以下「旧災害支援ナース」）
- ・旧災害支援ナースの研修又は訓練に毎年参加している者
但し、直近に受講した旧災害支援ナースの研修の受講から5年を経過している者は免除対象外とする

★免除の適用は、令和7年度開催研修受講者で終了となります。

※2 「C：感染症各論」（オンデマンド研修）の免除

「新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材確保事業実施要綱」（令和4年1月医政発0128第10号）に基づく新型コロナウイルス感染症対応看護職員養成事業の研修のうち、「重症患者対応研修」を修了した者で、重症患者対応研修修了証を提出できること

6 受講定員：30名

7 申込期間：令和7年10月1日（水）～10月16日（木）

8 申込方法：QRコードより「令和7年度香川県看護協会災害支援ナース養成研修受講申込書」を確認し、申込みください

※ ただし、本研修受講は、看護管理者（医療機関）または責任者（医療機関以外）の推薦が得られていることが必要となります。

所属施設のない方（潜在看護職など）は、当会までお問い合わせください

※ 申込内容の詳細については別紙申込書を参照ください。

9 参加費：無料

10 研修修了証の交付

研修の全課程を修了した者に対して、「研修修了証」を交付する。

11 問い合わせ

〒769-0102 香川県高松市国分寺町国分152-4

公益社団法人香川県看護協会 教育担当 岡田・富田

TEL 087-864-9070 FAX 087-864-9071

